

## 住所変更(転出)に関する手続きについて

本日の住所変更の届出に伴って、下記で該当するものがあれば、手続きが必要となりますので、次に行かれる窓口の番号券をエレベーター前の発券機でお受け取りください。

担当課・係	場 所	手 続 き 項 目
市民課 年金係	3階	国民年金(転出時は手続き不要)
医療保険課	3階	国民健康保険 後期高齢者医療 医療費助成制度(子育て支援医療など)
高齢介護課	3階	介護保険(65歳以上の方) 要介護認定・要支援認定
障がい者支援課	3階	身障手帳等
子育て支援課	4階	児童手当(特別)児童扶養手当 保育所制度
税務課	本館1階	原動機付自転車(125cc以下)の登録・廃車
衛生環境課	本館1階	し尿くみとり開始・廃止・利用人数の変更
学校教育課	別館1階	小・中学校の手続き
都市整備部 公営企業課お客様係	上植野 浄水場	水道の開栓・閉栓等。お電話にてお問合せ下さい。 ☎075-874-3421

※新住所地の市区町村でも、手続きが必要となる場合がございます。

詳しくは各担当課へお問い合わせ下さい。

## 新しい市区町村での手続き

新しい住所地に引越しをされた日から14日以内に、次のものを添えて市区町村役場で転入届をしてください。

- ①転出証明書
- ②印鑑
- ③住基カードまたは個人番号カード(お持ちの方のみ)
- ④本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- ⑤年金手帳(国民年金加入者のみ)
- ⑥外国人住民の方は、異動される方全員の特別永住者証明書、または在留カード(新制度のカード交付前なら外国人登録証明書)

☆個人番号カードを申請中の方は、交付申請が取り消されますので新住所地に転入後再度交付申請を行ってください。

☆個人番号カード、住基カードをお持ちの方は、次回更新日までは、引き続き使用できます。

転入の際、窓口に申し出てください。但し、転出予定日から30日を経過してから、または転入日から14日を経過してから新しい市町村で転入届を行うと、個人番号カード、住基カードが失効しますのでご注意ください。

☆国民健康保険に加入されている方は、その旨窓口に申し出てください。

☆印鑑登録は、新住所地で新たに登録をしてください。

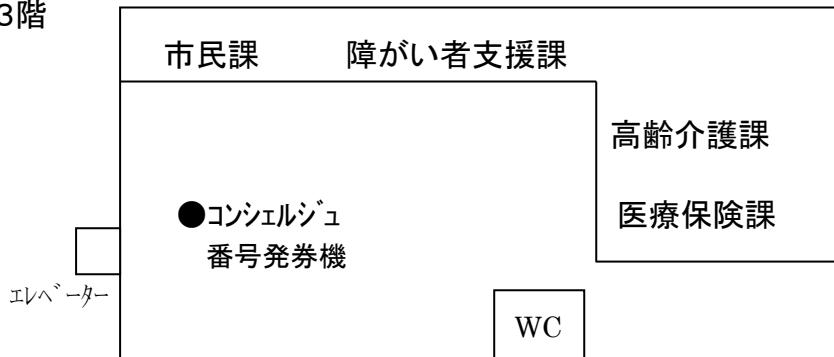
※向日市で登録をされていた方は、転出予定日に自動的に廃止になります。

★何らかの都合により転出をしない場合は、「転出証明書」を向日市役所市民課へ持参し、転出取消の手続きをして下さい。

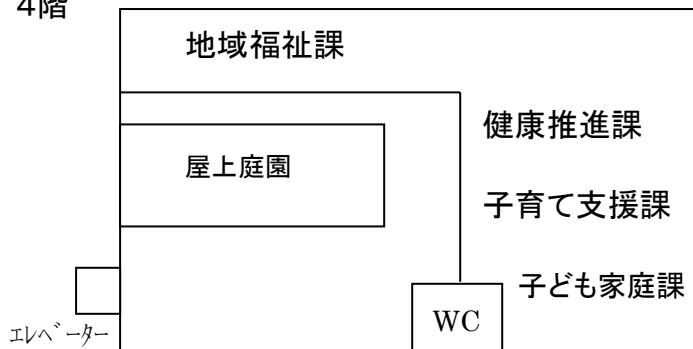
裏面案内図あり

## 【東向日別館内案内図】

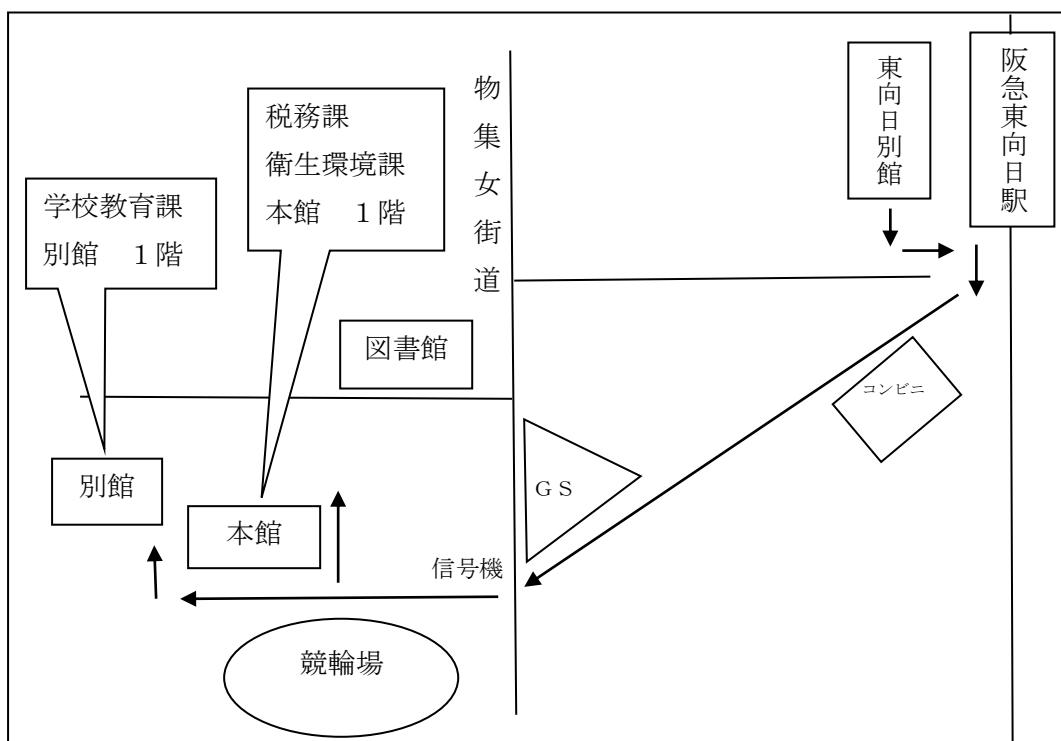
3階



4階



## 【市役所位置図】



(R6. 5. 28)